



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2025 年 12 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿 7 - 4 - 7 イマス浜田ビル 3 階  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

## Topic

## 介護情報基盤、着々と進行中

介護情報基盤は、介護情報を集約し、利用者、介護事業所、医療機関、市町村の連携を強化する仕組みです。ポータルサイトも開設され、10 月からは助成金も始まりました。2026 年度以降順次開始、2028 年度から本格開始予定です。



## 助成金活用で、導入環境の整備から

介護事業所が介護情報基盤を活用するには、端末やマイナンバー読み取り機器（またはカードリーダー）の準備、設定等が必要です。導入支援として、2025 年度の助成金の申請受付が始まりました（2026 年度以降は未定です）。

## ■ 対象となる経費

- ① カードリーダーの購入経費
- ② 介護情報基盤との接続サポート等経費

## ■ カードリーダーの助成限度台数と助成限度額等

サービス種別	限度台数	助成限度額(税込)
訪問・通所・短期滞在系	3 台	64,000 円
居住・入所系	2 台	55,000 円
その他	1 台	42,000 円

申請は以下のポータルサイトから可能です。

参考：介護情報基盤ポータル  
<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

## ケアプランデータ連携システムと統合へ

介護情報基盤は、「ケアプランデータ連携システム」との統合も進められています。

同システムは利用料負担（通常年 21,000 円）が課題でしたが、2025 年 6 月より、1 年間の無料キャンペーンが始まりました。この効果もあり、利用事業所が徐々に増えています。2025 年 8 月末時点の利用率は 9.8% で、5 月末からの増加数が 7,000 事業所強となりました。

参考：ケアプランデータ連携システム  
<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

## 介護情報基盤をめぐるその他の動向

その他、次の検討も進行中です。

- ① 介護保険被保険者証のペーパーレス化
- ② 科学的介護情報システム(LIFE)のさらなる推進のため、訪問系サービスや居宅介護支援も LIFE 利用の対象に

このように介護情報の集約・連携が着実に進んでおり、新しい動きからも目が離せません。

介護情報基盤の導入には、助成金やキャンペーンは強い味方です。これらの機会を活用しつつ導入を進め、将来的な負担軽減にお役立てください。

## 福祉介護関連業種における年末賞与の支給状況

今年も年末賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果※から、福祉介護関連業種における直近5年間（2020～2024年）の年末賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などを、事業所規模別にご紹介します。

### 児童福祉事業は直近5年で最高額に

上記調査結果から、業種別に1人平均支給額等の推移をまとめると、下表のとおりです。

2024年の結果では、1人平均支給額は障害者福祉事業の5～29人以外で増加しました。特に、児童福祉事業の両規模と、障害者福祉事業の30～99人は、直近5年間で最高額となっています。

きまって支給する給与に対する支給割合は、児童福祉事業の両規模と障害者福祉事業の30～99人で、1ヶ月を超えています。

支給労働者数割合と支給事業所数割合では、児童福祉事業と老人福祉・介護事業の30～99人で100%となりました。

今年の年末賞与は、どのような結果となるでしょうか。

業種別の年末賞与支給労働者1人平均支給額等の推移

児童福祉事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
支給労働者1人平均支給額(千円)	226	230	243	248	260	349	315	284	358	393
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	1.08	1.11	1.14	1.10	1.18	1.53	1.40	1.39	1.39	1.55
支給労働者数割合(%)	73.2	72.7	67.2	75.3	86.3	97.2	89.4	88.2	93.7	100.0
支給事業所数割合(%)	67.5	71.5	65.1	71.1	85.3	96.0	93.1	91.2	91.7	100.0
老人福祉・介護事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
支給労働者1人平均支給額(千円)	135	147	145	121	146	262	233	224	143	208
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	0.77	0.78	0.79	0.66	0.74	1.15	1.08	1.00	0.90	0.94
支給労働者数割合(%)	73.8	74.9	72.0	69.1	82.3	93.3	95.2	95.0	100.0	100.0
支給事業所数割合(%)	69.9	73.2	69.9	64.8	80.7	92.8	95.9	95.1	100.0	100.0
障害者福祉事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
支給労働者1人平均支給額(千円)	193	237	260	191	189	194	287	258	307	367
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	1.01	1.24	1.22	1.02	0.93	1.07	1.39	1.24	1.23	1.36
支給労働者数割合(%)	78.4	69.3	78.7	78.1	84.5	69.8	75.4	96.8	100.0	90.7
支給事業所数割合(%)	79.4	75.4	76.3	76.5	81.3	91.7	95.8	93.3	100.0	91.2

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する事業所で常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページ内の全国調査（年末賞与の結果）から確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-la.html>

## 福祉施設でみられる 人事労務Q&A



### 『今後変わるパート職員の社会保険の加入要件』



当施設の職員数は65人であり、週の所定労働時間が20時間以上のパート職員は社会保険に加入しています。今後、社会保険の加入要件が変更になると聞きましたが、どのような内容でしょうか？



2025年6月に成立した年金制度改正法では、パート職員等の社会保険の加入要件の一つである、「月額賃金が88,000円以上であること」が撤廃されることになりました。そのほかにも、社会保険の適用拡大として、パート職員等が社会保険に加入する事業所規模の要件が、いずれ撤廃されることも決まっています。

#### 詳細解説：

#### 1. パート職員等の社会保険の加入要件

現在、正職員のほか、週の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正職員の4分の3以上であるパート職員等は、社会保険に加入することになっています。また、週の所定労働時間等が正職員の4分の3未満であっても、職員数51人以上の事業所に勤務し、次の4つのすべての要件を満たすパート職員等は、短時間労働者として、社会保険に加入します。



- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が2ヶ月を超えて見込まれること
- ③ 月額賃金が88,000円以上であること
- ④ 学生ではないこと

#### 2. 賃金要件の実質的撤廃

2025年6月に成立した年金制度改正法により、1.の「③月額賃金が88,000円以上であること」という賃金要件が撤廃されることになりました。施行日は確定していませんが、2025年度の地域別最低賃金が発効されることに伴

い、すべての都道府県で週20時間以上勤務すれば、月額賃金が88,000円以上となる水準となり、実質的には廃止と同様の状況となります。

#### 3. 事業所規模要件の拡大・撤廃

年金制度改正法では、短時間労働者として社会保険に加入する事業所規模（職員数51人以上）の要件が2027年10月以降、段階的に拡大され、2035年10月には撤廃されることになっています。具体的には、職員数について2027年10月に36人以上、2029年10月に21人以上、2032年10月に11人以上へ拡大され、2035年10月に撤廃となります。なお、この職員数とは、事業所における厚生年金保険の被保険者数をいいます。

パート職員によっては、社会保険料の負担を避けるために週の労働時間数を減らす、いわゆる「働き控え」を選択する人もいます。社会保険の加入対象となるパート職員には、加入による手取り額や保障の変化についても説明し、今後の働き方の希望を確認しておくことが重要となります。

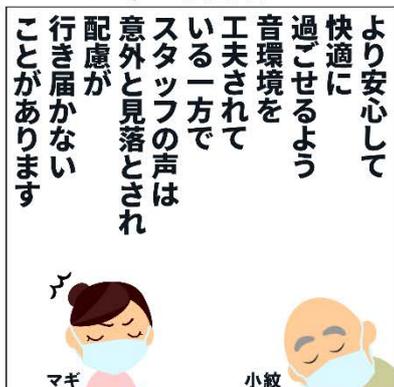
# 事例で学ぶ4コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『声の感じ』



#### 声の感じ



#### ワンポイントアドバイス

施設内で快適に過ごしていただくために、音環境に工夫をされる施設が多くあります。この“音”には、私達スタッフの声も含まれているでしょう。

しかし意外とこの“声”には、気を遣っていない場合が多いようです。

事例のマギさんは、利用者様である小紋さんに「寒いから一緒に移動しましょう」と声をかけていましたが、声が小さく聞き取りづらかったようです。

このような利用者様にお話をするときや、お名前をお呼びするとき、電話対応のときなど、相手が心地良く、聞き取りやすい声を心掛けていますか？

利用者様をお呼び出しする声は、“利用者様を温かくお出迎えする声”と認識していますか？

利用者様は待っている間、ずっと呼び出しの声を聞いています。自分が呼ばれるのを、今か今かと耳に神経を集中して聞いていらっしやるのです。もちろん、それが自分の名前でもなくとも、です。

不安や緊張を抱えている利用者様に心地良く待っていただくためには、私達の声にもまた、配慮が求められるのではないのでしょうか。

同じ言葉を発しても、イントネーションや強弱・高低によって心地良く感じる場合、あるいは不快に感じる場合があるでしょう。声にも表情が出ますから、抑揚のある優しい声をイメージしながら、少し意識をして心から言葉を送り届けましょう。

ポイントは、**言葉一つ一つをゆるやかな弧を描くように発すること**です。

相手のためを思う柔らかな心が、柔らかな声となり、柔らかな印象となり、安心へ信頼へと繋がっていくのです。